

令和5年(ワ)第1781号 損害賠償等請求事件

原告 [REDACTED] 外2名

被告 [REDACTED] 外2名

被告恵庭市準備書面(7)

令和7年2月7日

札幌地方裁判所 民事第1部合議係 御中

被告恵庭市訴訟代理人 弁護士 宮永尊文



被告恵庭市は、原告ら令和6年11月8日付け準備書面(5)に対し、次のとおり認否・反論する。

第1 同第1「本書の目的」について

認否の限りにあらず。

第2 同第2「強制労働及び最低賃金についての法規制」について

1 同1「強制労働についての法規制」について

(1) 同(1)「憲法上の定め」について

同アないし同ウは、特に争わない

(2) 同(2)「労働基準法上の定め」について

同アないし同ウは、特に争わない。

2 同2「最低賃金についての法規制」について

(1) 同(1)「憲法上の定め」について

特に争わない。

(2) 同(2)「労働基準法上及び最低賃金法の定め」について

同ア及び同イは、特に争わない。

第3 同第3「知的障害者福祉法16条1項3号の「職親」と被告恵庭市における
位置づけ」について

5 1 同1について

第1段落は争わない。

第2段落は争わない。

第3段落は不知。

2 同2について

10 (1) 同(1)「2006（平成18）年3月以前」について

ア 同アについて

認める

イ 同イについて

通達について不知。

15 ウ 同ウについて

通達について不知。

エ 同エについて

通達について不知。

オ 同オについて

20 通達について不知。

カ 同カについて

不知。

(2) 同(2)「2006（平成18）年4月以降」について

ア 同アについて

25 特に争わない。

イ 同イについて

不知。

ウ 同ウについて

特に争わない。

3 同3について

5 同(1)ないし同(4)は認める。

同(5)は争う。

恵庭市知的障害者福祉法細則は、知的障害者福祉法16条1項を受けてた細則であり、同法16条1項は「市町村は、十八歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。」

10 上記のとおり被告恵庭市は「必要に応じ」措置をすべきところ、■■■■牧場という里親がいる状況においては、措置を採る必要性が存しなかった。

4 同4について

認める。

15 第4 同第4「育恵会の位置づけと被告恵庭市との関係性」について

1 同1「育恵会の位置づけ」について

(1) 同(1)について

同(1)柱書は認める。

同アないし同ウの甲8号証の記載がある限りで認める。

20 (2) 同(2)について

不知ないし争う。

育恵会は任意団体に過ぎず、被告恵庭市もその活動は里親や準会員（知的障害者）らの親睦団体と認識していた。

2 同2「育恵会と被告恵庭市との関係」について

25 (1) 同(1)について

同(1)柱書については争う。

被告恵庭市は、育恵会事務局の手伝いを行っていたに過ぎない。

ア 同アについて

特に争わない。

イ 同イについて

第1段落は、認める。

第2段落は、決裁を行っていた限りで認める。

但し、その決裁は、育恵会の総会を開催する決定に対する決裁ではなく、障がい福祉課が、育恵会で決定した内容（総会開催）の文書を役員らに送付することについての決裁である。

第3段落は、認める。

第4段落は、認める。

第5段落は、認める。

但し、育恵会に対し、手伝いとして被告恵庭市保有の恵庭市福祉バスを貸し出すのであるから、障がい福祉課長を責任者として使用申請しなくてはならないことは当然であった。

ウ 同ウについて

第1段落は、決裁を行っていた限りで認める。

但し、その決裁は、育恵会の親睦会を開催する決定に対する決裁ではなく、障がい福祉課が、育恵会で決定した内容（親睦会開催）の文書を役員らに送付することについての決裁である。

第2段落は、認める。

障がい福祉課が懇親会の申込みを取り纏めていたことは、まさに育恵会の手伝いである。

第3段落は、認める。

但し、育恵会に対し、手伝いとして被告恵庭市保有の恵庭市福祉バスを貸し出すのであるから、障がい福祉課長を責任者として使用申請しなくて

はならないことは当然であった。

第4段落は、認める。

但し、障がい福祉課として育恵会の手伝いとして恵庭市福祉バス等を貸し出していたのであるから、報告事項とするのも不合理でない。

仮に、障がい福祉課が育恵会と一体であるなら、予算や決算も単なる報告事項ではなく、決裁事項であったはずである。

エ 同エについて

原告らのいう「これらの事項」が不明確であるが、甲8及び甲9記載の限りで認め、甲8及び甲9に記載事項の原告らの解釈については争う。

(2) 同(2)について

第1段落のうち甲6及び甲8の記載については認める。

但し、育恵会を障がい福祉課が手伝っており、理事会開催、親睦会開催、恵庭市福祉バスの手配をしてあげていたのだから、育恵会の住所が「恵庭市役所 障がい福祉課内」、責任者は「障がい福祉課長 藤本恵美子」となっているとしても何の不自然さも不合理性もない。

第2段落は、争う。

被告恵庭市は育恵会の運営を手伝ってあげただけであり、実質的に育恵会と被告恵庭市は一体化などしていない。

第5 同第5「原告らの位置づけについて被告恵庭市が主張し、または認識していた事実」について

1 同1について

同(1)ないし同(6)の事実について

同(1) ないし同(6)被告恵庭市の主張は認める。

2 同2について

(1) 同(1)について

認める。かかる記載は、被告恵庭市が育恵会を「里親制度」の会と認識していた証左である。

(2) 同(2)について

同ア及び同イの乙19の記載は認める。

5

第6 同第6「被告恵庭市の責任」について

1 同1「前提事実の再確認」について

(1) 同(1)について

特に争わない。

10

(2) 同(2)について

争う。

被告恵庭市と育恵会は一体化してはいない。

また、被告恵庭市は、原告らと直接顔をあわせたのが平成28年12月27日であり、平成29年2月8日（ 牧場再訪問時）まで原告らと直接会
話したことはなかった（乙C19）。

15

但し、被告恵庭市は、原告らの将来的住居確保のため障害者総合支援法に
の要請に基づき、原告らが福祉サービスを受けることが可能なよう療育手帳
の取得を目指しており、平成28年10月13日、北海道立心身障害者総合
相談所への判定依頼を行い、その判定依頼の前提として、原告らの属性等
について調査はしている（甲20ないし甲22）。

20

(3) 同(3)について

概ね認める。

被告恵庭市は、 牧場をいわゆる里親、親方、職親と認識しており、知
的障害者福祉法上の「職親」の認定はしていない。

25

2 同2「被告恵庭市の主張について」

(1) 同(1)について

被告恵庭市の主張は認める。

(2) 同(2)について

争う。

被告恵庭市は、原告らが賃金が支払われていないという主張に対し、労働者ではないと反論したに過ぎず、実際にどのような形で賃金が支払われていたのか（賃金から生活費を控除し、残余を小遣いとして支給等）具体的に認識していない。

(3) 同(3)について

争う。

前記主張のとおり被告恵庭市と育恵会は一体化などしていない。

また、■■■■牧場が原告らを働かせていることをもって、何故、恵庭市が賃金を支払っていないことを認識しうるのか、原告らの主張には論理の飛躍がある。

3 同3「原告らの置かれていた状況」について

(1) 同(1)について

認める。

(2) 同(2)について

第1段落は認める。

第2段落は不知。

第3段落は争う。

第4段落は否認ないし争う。

■■■■牧場においては酪農ヘルパーが従事していたと思料される。

(3) 同(3)について

原告らが里親である■■■■牧場において、「脅迫」や「精神の自由を不当に拘束する手段」によりその意思に反し労働を強制されていたというのは、過度な誇張であり、結論ありきの主張に過ぎない。

4 同4「被告恵庭市の対応の違法性（その1）」について

(1) 同(1)について

特に争わない。

(2) 同(2)について

通達については不知、その余は争う。

職親委託は、「必要に応じ」（知的障害者福祉法16条1項柱書）すべきことになっている。

被告恵庭市のような公共団体が、知的障害者の全員についてどのような生活環境にあるのかを調査する権限及び義務を課した法的根拠はない。

特に、これまで原告らは■■■■牧場という里親のもとで、何らか問題があったという通報も連絡もなかった。

したがって、被告恵庭市は、改めて職親委託を■■■■牧場に行く必要性もない。

(3) 同(3)について

ア 同アについて

判例の存在は認める。

イ 同イについて

第1段落は、特に争わない。

第2段落は、不知。

ウ 同ウについて

法曹実務のための行政法入門(13)、実務判例逐条国家賠償法、条解国家賠償法の記載については不知。

(4) 同(4)について

ア 同ア「被侵害利益の性質」について

(7) 同(7)について

争う。

(イ) 同(イ)について

知らないし争う。

イ 同イ「当該事案における具体的な状況」について

(ア) 同(ア)について

争う。

「脅迫」ないし「精神の自由を不当に拘束する手段」による強制労働が存在したという前提にそもそも誤りがある。

(イ) 同(イ)について

原告らがプレハブ小屋で生活していた事実の限りで認め、賃金が金銭として支払われていなかった事実、プレハブ小屋が不衛生であった事実は不知。粗末な食事であったことは否認する。食事は、昼食こそ途中から弁当になったが、基本家族と同じものを食していた。

(ウ) 同(ウ)について

争う。

一体化もしていないし、賃金が支払われていないことも知らない。

ウ 同ウ「被害発生に係る予見可能性」について

争う。

被告恵庭市は、原告らが賃金を支払われていないことは知らなかった。

また、原告らは、「そのような■■■■牧場であるから、原告らの障害年金詐取していることも十分に予見可能性があった。」と主張する。

しかし、主張の前提が誤っているし、原告らの主張には論理の飛躍がある。

エ 同エ「権限行使による被害回避可能性」について

通達については不知、その余は争う。

前記のとおり「職親」委託は「必要に応じて」行う程度にとどめられている。

過去に原告らが■■■■牧場で何らかの被害にあったという通報も連絡もこれまでなかった。

したがって、そもそも被告恵庭市は知的障害者福祉法のもとで職親委託する必要性もなかった。

5 よって、被告恵庭市職員による訪問による必要な連絡指導も予定されたものではなく、結果回避可能性があったという原告らの主張も誤りである。
オ 同オ「回避義務の有無等」について

(ア) 同(ア)について
争う。

10 前記のとおり原告らの知的障害者福祉法上の職親制度を適用すべきという前提自体に誤りがある。

(イ) 同(イ)について
争う。

15 前記のとおり、被告恵庭市は少なくとも平成28年7月8日以前には障害福祉に関する業務上、原告らを具体的に認識していない。

したがって、被告恵庭市は、仮に原告らが■■■■牧場から虐待と評価される事実を受けていたとしても、これを黙認し、後押ししたということとは全くなく、原告らの主張は、被告恵庭市に対し結果責任を押しつけるものに他ならない。

20 カ 同カ「まとめ」について
争う。

5 同5「被告恵庭市の対応の違法性（その2）」について

(1) 同(1)について
全て争う。

25 被告恵庭市は、知的障害者福祉法の職親制度を適用する法律上の義務はなかった。

また、被告恵庭市と育恵会が一体化していたこともない。

さらには、被告恵庭市は、■■■■牧場が原告らを強制労働させていたこと（そもそも強制労働とは言えない）及び最低賃金以下で労働させていたことも認識しておらず、これを見逃し、放置していた事実はない。

5 (2) 同(2)について

特に争わない。

(3) 同(3)について

被告恵庭市は亡■■■■の行為を認識もしていないし、育恵会についても一体化した運営を行っていない。

10 原告らの主張は前提からして誤っている。

(4) 同(4)について

争う。

原告らは、被告恵庭市「いわば里親」との主張について、養子縁組をしていない以上、成人した自然人が他の自然人の子供になるわけではないと主張するが、養子縁組をしていない以上、成人した自然人が他の自然人の子供になるわけではないのは当たり前である。だから、被告恵庭市は原告らを「いわば里親」、「職親」、「親方」と呼んでいたが、知的障害者福祉法16条1項3号の「職親」ではなく、古くからの善意の第三者として知的障害者の面倒を見てきた人と称しているのである（乙C19・9頁・注4）。

20 原告らの主張は、■■■■牧場関係者らが知的障害者福祉法16条1項3号の「職親」であるとの前提で主張を組み立てているがそれは誤りである。

第7 同第7「被告恵庭市の時代錯誤的な主張について」

1 同1について

25 被告恵庭市が「美談であるように述べている」点は争い、その余は認める。

2 同2について

原告らが主張する法律の制定・改正については特に争わず、その余は知らないし争う。

原告らは三丁目食堂事件を持ち出すところ、その事件と本件がどのような関係にあるのか、どういった点で類似性があるのか、社団法人・札幌市知的障害者職親会が解散になった原因と三丁目食堂事件にどのような因果関係があるのか不明であり、三丁目食堂事件が報道された事実をもって、「いわば里親」という存在が社会的に許容されるものではなかったことが公知の事実になったと主張も不合理である。

3 同3について

第1段落は争う。

原告らが、被告と違う点は、母屋で生活していなかっただけである。

原告らのその余の生活事情については何ら立証されておらず、根拠のない主張に他ならない。

第2段落は争う。

劣悪な環境での強制労働というのは請求のための根拠なき主張に過ぎない。

第3段落は争う。

第4段落は「() 書きの部分を含む」は争う。

原告らは、現在グループホームで生活しているところ、原告らのような知的障害がグループホームで生活するためには福祉サービスを受けることが前提となっており、療育手帳の取得が必須であった。

被告恵庭市は、障害者総合支援法の趣旨に則り、原告らの住居を確保するため療育手帳の取得に動いており（甲20ないし甲23）、実際に療育手帳の取得が可能となり、原告らは障害者グループホームに入所することができた。

したがって、被告恵庭市は適正に障害者の保護を図り行政機関としての機能を正しく果たしたと評価すべきである。

4 同4について

争う。

原告らは、訴訟戦略ではあろうが、被告恵庭市に対してのみ主張を繰り返し、
ついに「極めて罪深い」と主張するに至っているが、かかる主張は懸命に業
務に従事してきた障がい福祉課職員にとって真に残念な主張であり、障害者基
5 本法が定める全ての国民が、障害の有無にかかわらず、障害者も等しく基本的
人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にの
っとり、障害者福祉施策を適正に執行してきた被告恵庭市に対する謂れのない
批判にほかならないことを付言する。

以上